

CNIPR利用約定書（中国）

第1条（約定書の適用）

日本パテントデータサービス株式会社（以下「当社」と言う）は、中国知識産権出版社（以下「IPPH社」という）が開発・運営を行っているインターネットを通じた中国特許検索サービス（以下「CNIPR」と言う）に関し、日本国内での販売代理店として活動します。この利用約定書（以下「本約定書」という）は、日本における会員のCNIPRの利用について適用するものとします。

第2条（約定書の変更）

当社及びIPPH社は、会員の承諾を得ることなく本約定書の内容、CNIPRの仕様を変更することがあります。当社が別途定める方法で、随時会員に通知します。この場合、利用料金その他販売条件などは、変更後の本約定書によるものとします。

第3条（会員）

会員とは原則的に個人は認められないものとします。

第4条（会員登録）

1. CNIPRの利用希望者は、当社が定める手続きに従って会員登録の申し込みを行うものとします。
2. 会員登録手続きは、会員資格審査のうえ前項の申し込みに対する当社の承諾をもって完了するものとします。
3. 会員申込者は、会員登録の申し込みの際記入した申込書に記載されているCNIPRを利用できるものとします。

入会後に、利用するサービスを変更する場合には、当社が別途定める手続きに従うものとします。

第5条（会員の氏名等の変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所、所在地、電話番号及びメール、管理者、担当者について変更があったときは、変更後1ヶ月以内に当社へ届けるものとします。
2. 変更の届出がなかったことで、会員が不利益を被ったとしても、当社及びIPPH社は一切その責任を負いません。

第6条（ユーザーID及びパスワードの管理責任）

1. 会員は、当社より付与されたユーザーID及びパスワードを責任を持って管理・使用するものとし、当社及びIPPH社へ損害を生じさせないものとします。
2. 会員は、CNIPRを利用するために当社より付与されたユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたりしないものとします。
3. ユーザーID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、会員が負うものとし、当社及びIPPH社は一切の責任を負いません。

第7条（利用範囲）

1. CNIPRは同一法人内で自ら使用する目的の範囲内でのみ利用することができるものとします。
2. 前項におけるCNIPRでの検索結果データに関する会員の使用範囲は、会員設備等のディスプレイ上の表示、プリンタによる印字、テキストダウンロードに限られるものとします。
3. CNIPRを第三者に利用させたり、出力を第三者に販売または、定期的に利用させることはできないものとします。
4. 関連会社及び子会社のCNIPR利用は第三者としてのお取り扱いとなります。関連会社及び子会社の利用に際しては別途事前に当社と協議するものとします。

第8条（料金）

CNIPR利用料金については、データベース種別、IDごとに料金を定めるものとします。

第9条（料金の支払い方法）

会費は当社指定の金融機関へ請求書発行日より60日以内に振り込むものとします。なお、振込み手数料は会員にて負担するものとします。

第10条（利用期間）

会員のCNIPR利用期限は利用開始日から毎年12月末日とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当社、IPPH社または会員からの書面による別段の意思表示がない限り、引き続き1年間自動的に継続するものと以降も同様とします。

第11条（サポート）

1. 当社はサーバに設定されたCNIPRを構成するソフトウェアに対してサポート（以下「サポート」という）を行います。
2. 当社はソフトウェアに異常が発生した場合、会員の業務の支障にならないように速やかに対応するものとします。
3. 停電、天災、人災、などを含めて当社及びIPPH社の責任に起因しない故障の修理、点検サポートは行わないものとします。

第12条（機密保持）

1. 当社は、サポートに必要な場合に限り、会員が保有する秘密性を有する情報（文書、テープ・フロッピーディスク等の電子的記憶媒体、あるいは、口頭又は視覚により開示されるものを含む。以下、「秘密情報」という。）を取り扱い、指定業者に開示・提供できるものとします。
2. 当社は、サポートに必要な場合に限り、会員から開示・提供を受けた「秘密情報」を複製、及び複製できるものとします。ただし、当該複製物、及び複製物の管理、保持については、「秘密情報」と同様のものとして取り扱いするものとします。
3. 当社は、会員から開示・提供を受けた「秘密情報」をサポートに直接携わる必要のある役員及び従業員以外の者に開示・提供してはならないこととします。
4. 当社は、会員から開示・提供を受けた「秘密情報」について、サポート目的が終了したとき、本約定が終了したとき、又は当該「秘密情報」を開示・提供した会員から要求があったときは、直ちにその複製物も含めて当該「秘密情報」を開示・提供した会員に返却し、又は当該「秘密情報」を破棄した上でその旨を証明する文書を開示・提供した会員に交付するものとします。
5. 当社は、会員から開示・提供を受けた「秘密情報」を秘密として保持し、事前に当該情報及び資料を開示した会員の文書による承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩し、又は、サポートの目的以外に使用してはならないとします。ただし、当社が次の各号の一に該当することを立証したもののについてはこの限りではないとします。
 - (1) 公知・公用の情報
 - (2) 開示・提供を受けた後、当社の責によらずに公知・公用となった情報
 - (3) 開示・提供を受けた際、既に当社が所有していたことを立証し得る情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに当社が入手した情報
 - (5) 開示・提供を受けた後、開示・提供された情報及び資料とは関係なく、当社が独自に創出したことを立証し得る情報
 - (6) 管轄官公庁の要求又は法令に基づき開示される情報

第13条（サポート条項に不同意の場合）

当社は、会員が第11条ならびに第12条の全部または一部を同意できない場合、会員に対するサポートを十分に提供できない場合があります。

第14条（データベース接続情報の利用）

会員は、会員のデータベースへの接続数、利用日時等を含む接続情報データ（以下「ログデータ」という）が下記の目的のために用いられることに同意するものとします。ただし、利用は当社もしくはIPPH社内に限るものとし第三者への開示は行わないものとします。

- (1) 当社もしくはIPPH社がCNIPRの機能向上を目的としたログデータを用いること
- (2) 当社もしくはIPPH社がログデータを統計的データとして利用、開示すること

第15条（個人情報保護）

1. 当社および会員は、相手方から提供された情報および資料のうち、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に規定する個人情報（以下「個人情報」といいます。）が含まれる場合、以下のとおり取扱うものとします。なお、本条にて使用する用語は個人情報保護法の定義を適用します。
2. 個人情報を受領した当社または会員（以下「情報受領者」といいます。）は、個人情報保護法に準拠した個人情報保護に関する規則を定め、同規則にもとづき適正な取扱いを行うものとします。
3. 個人情報の本人に対する一切の責務は、個人情報を直接または間接に収集した当社または会員（以下「情報提供者」といいます。）が負うものとします。
4. 情報受領者が第三者から個人情報に関する問合せ、苦情、告訴等を受けた場合、情報受領者が本条2項を履行している限り情報提供者は、情報受領者に代わって対処し、情報受領者を防御するものとします。

第16条（サービス時間）

1. 本約定書に基づくC N I P Rのサービス時間は24時間を原則とします。メンテナンス等により利用できない場合があります。また、コンピュータやネットワークの障害、その他止むを得ない事情によりサービス時間を短縮、または提供が不可能、もしくは中断となる場合があります。
2. 保守またはデータ更新のためのデータベース停止は当社が定める方法にてご案内します。
3. データベースの問い合わせ窓口及びサポートは月曜日～金曜日までの午前9：00～午後5：30とします。土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月4日）は除きます。
4. 前項の規定にかかわる時間は日本時間に基づきます。

第17条（免責事項）

1. データベースの中断、故障、停電、天災、人災などを含めてサーバが停止している時間、日数如何に関わらず当社及びI P P H社は賠償の責任を負わないものとします。
2. C N I P R利用に基づき検索したデータの誤り等によって、直接または間接的に生じた会員またはそれ以外の第三者の損害については、当社及びI P P H社はその内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わないものとします。

第18条（利用解除）

当社は、会員が次のいずれかに該当する場合は、利用を直ちに解除することができます。

1. 当社に対して虚偽の申告をしたとき
2. C N I P R利用料金等について、その支払いを3ヶ月以上遅延したとき
3. C N I P Rを違法な目的、または公序良俗に反する目的に利用したとき
4. その他、当社が会員として不適当であると判断したとき

第19条（有効期間）

1. 本約定の有効期間は、会員資格を有する期間とします。
2. 前項の規定にかかわらず、本約定が期間満了等により終了した場合においても、第12条、第14条、第15条の規定は、本約定の有効期間終了後においてもなお有効に存続するものとします。

第20条（解約後の会員の義務）

会員が解約した場合においても、すでに会員に生じた金銭債務は存続するものとします。

第21条（合意管轄）

本約定に基づきまたは関連して生じる一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（その他の事項）

1. 本約定書に記載のない事項については当社、及び会員双方にて協議して定めるものとします。
2. 本約定書は、日本国法に準拠し解釈されるものとします。

付則 本約定書は、2015年 1月 1日から実施します。

1. データベース種別・収録期間

データベース種別	収録範囲	
●CNIPR 日本語版	中国発明特許	1985 年 ～ 最新分
●CNIPR 中国語版	中国実用新案	1985 年 ～ 最新分
●CNIPR 英語版	中国外観設計(意匠)	1985 年 ～ 最新分
●Design Scope	中国外観設計(意匠)	1985 年 ～ 最新分
	国際意匠登録	2000 年 ～ 最新分
	欧州共同体意匠	2003 年 ～ 最新分
	米国意匠特許	1977 年 ～ 最新分
	韓国意匠	1998 年 ～ 最新分
	台湾新式様(意匠)	2008 年 ～ 最新分
	香港外観設計(意匠)	1997 年 ～ 最新分
	ドイツ意匠	1996 年 ～ 最新分
	フランス意匠	1923 年 ～ 最新分
	ロシア意匠	1991 年 ～ 最新分
	日本意匠	2000 年 ～ 最新分

2. サービス料金表（月額・消費税別） 下記 3. の現地価格の他、為替手数料、外国送金手数料、当社サポート費用を含みます。

	1 I D	5 I D	1 0 I D
CNIPR日本語版・スタンダードA	8, 000円	32, 000円	60, 000円
CNIPR日本語版・スタンダードB	15, 000円	65, 000円	123, 000円
CNIPR日本語版・スタンダードC	27, 000円	120, 000円	225, 000円
CNIPR中国語版	30, 000円	70, 000円	90, 000円
CNIPR英語版	15, 000円	40, 000円	70, 000円
Design Scope (CNIPRユーザー)	25, 000円	—	—
Design Scope (一般ユーザー)	30, 000円	—	—

注) 外国為替レートの変動により、料金を見直す場合があります。
各データベースで一括ダウンロード可能な内容や件数が異なります。

3. 現地価格表（年間利用料金）

	1 I D	5 I D	1 0 I D
CNIPR日本語版・スタンダードA	65,000 円	282,750 円	533,000 円
CNIPR日本語版・スタンダードB	150,000 円	652,500 円	1,230,000 円
CNIPR日本語版・スタンダードC	275,000 円	1,196,250 円	2,255,000 円
CNIPR中国語版	22,000 元	45,000 元	60,000 元
CNIPR英語版	9,000 元	20,000 元	30,000 元
Design Scope (CNIPRユーザー)	240,000 円	—	—
Design Scope (一般ユーザー)	300,000 円	—	—